

北海道公立大学法人札幌医科大学公告第 51 号

北海道公立大学法人札幌医科大学会計規程（平成19年 4 月 1 日規程第43号）第25条の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和 8 年 3 月 6 日

北海道公立大学法人札幌医科大学理事長 山下 敏彦



## 1 資格及び調達をする役務等の種類

令和 8 年度において北海道公立大学法人札幌医科大学が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、(3)に定めるものとする。

### (1) 契約

令和 8 年 3 月 6 日（金）に一般競争入札の公告を行う札幌医科大学医学部動物実験施設部実験動物飼育管理業務委託契約

### (2) 資格

札幌医科大学医学部動物実験施設部実験動物飼育管理業務委託契約に関する資格（以下「資格」という。）

### (3) 役務等の種類

実験動物飼育管理業務委託契約

## 2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 北海道公立大学法人札幌医科大学契約事務取扱規則第 3 条に規定する者（未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 北海道公立大学法人札幌医科大学契約事務取扱規則第 4 条の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 北海道及び北海道公立大学法人札幌医科大学が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道及び北海道公立大学法人札幌医科大学が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者でないこと。
- (6) 道税を滞納している者でないこと（道に納税義務がない場合は、本店が所在する都府県の事業税について滞納がないこと。）。
- (7) 業務の遂行にあたるに十分な業務従事者を確保すること。
- (8) 業務従事者のうち 3 名については、獣医師又は実験動物技術者 2 級相当以上の免許を有する者とし、うち 1 名は、動物実験施設部における飼育・管理業務の目的、意義等を十分理解して他の業務従事者を統括・指揮できる者を配置できること。
- (9) 業務従事者のうち前号の 3 名を除く 5 名については、動物管理施設での飼育管理等の業務に従事した経験が 1 年以上ある者を配置できること。
- (10) 札幌市又は札幌市に隣接する市町村に本店、支店等の営業の拠点を有すること。
- (11) 過去 2 年間に於いて、国（公団を含む）、国立大学法人、地方公共団体又は公立大学法人と 1 の契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であ

ること。

### 3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2 の(7)～(9)及び(11)に掲げる資格要件にあっては、当該組合の組合員（組合が指定する組合員）の値の合計値とすることができる。

### 4 資格審査の申請の時期及び方法

#### (1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和 8 年 3 月 6 日（金）から令和 8 年 3 月 18 日（水）（土・日曜日、祝日を除く。）の午前 8 時 45 分から午後 4 時 30 分までの間に提出しなければならない。

#### (2) 申請書類の入手方法

札幌医科大学 事務局研究支援課研究支援係で直接交付する。

#### (3) 申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- ア 提出先の名称 北海道公立大学法人札幌医科大学 事務局研究支援課研究支援係  
イ 提出先の所在地 札幌市中央区南 1 条西 17 丁目

### 5 資格審査の再申請

#### (1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者  
イ 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの  
ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

#### (2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、4 の(3)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

### 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

#### (1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から 1 の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

#### (2) 有効期間の更新

資格は 1 の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

### 7 資格の喪失

資格を有する者が 2 に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。